

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2 0 0 6 年度〔平成 1 8 年度〕)

06 - 一 般 - 00113

2 0 0 6 年 3 月 3 1 日

1 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成
するためとるべき措置

(1) 商品性の改善

組合包括保険制度の抜本的見直し

平成 1 9 年 4 月に、付保選択制の導入やこれに伴う料率体系の見直しなどを柱とした組合包括保険制度の改訂を行います。平成 1 8 年度には、その改訂に向けて、関連規程の改定・公表や新たな制度に対応したシステムの整備などの必要な措置を講じます。さらに、新制度についてお客様への周知を図るため、ホームページでの情報提供、説明会の実施、わかりやすい商品別パンフレットの作成等を行います。

現行保険商品の見直し

お客様からのご要望聴取や、海外輸出信用機関の提供する商品等に関する調査等を踏まえ、商品・サービスの見直しを行います。

平成 1 8 年度においては、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険について、国際金融をとりまく変化、産業界のニーズの変化等を踏まえ、付保率、てん補リスク、保険料率等に関して商品設計の改善を目指した検討を行うとともに、資源・エネルギー分野やアジア P P P など、政策的意義の高い案件については、これまでの商品設計の改善を活かしつつ、引受けを重点的に行います。

また、お客様のニーズを踏まえ、中小企業向け保険サービス提供の適切な拡大に努めます。平成 1 8 年度には、中小企業による貿易保険の利用拡大を図るため、中小企業輸出代金保険について民間損害保険会社への販売委託を新たに開始します。

(2) サービスの向上

お客様の負担軽減

新たな組合包括保険制度や新商品の開発に伴い、諸手続のプロセスや必要提出書類の簡素化・合理化を進めるとともに、次期システム運用以降のオンライン手続開始に向けて開発を着実に進めます。平成 1 7 年度に 3 0 0 万円以下の保険金請求案件について査定手続きを簡素化しましたが、平成 1 8 年度には、その査定手続きの簡素化について評価分析を行い、その結果を踏まえ、更なる制度改善を検討します。

また、わかりにくいルール運用については明確化を進め、契約手続も適切なものとします。平成 1 8 年度には、例えば、2 年以上案件の引受条件について具体的な条件を明示して、カントリーリスクの高い国についても、お客様が案件組成に取り組める

ような改善を行います。

また、海外輸出信用機関との再保険協定締結による再保険ネットワークの拡充に向けて、平成18年度内にマレーシア等アジア諸国の海外各機関との間で交渉を進めてまいります。

意思決定・業務処理の迅速化

平成18年度には、保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステムについて、共通データベースであるNEXIライブラリの更なる改善に向けて検討します。

また、意思決定・業務処理の迅速化については、平成18年度においても、下記の基準を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、お客様憲章の履行状況とその見直しについてフォローアップを行います。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間を全件60日以下とするとともに、同平均査定期間を50日以下とする。
- ・ 保険料の算出を迅速化するために必要な簡素化を行った上で、試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期Non-L/G信用案件については5営業日以内）に回答する。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡する。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡する。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答する。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金を確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行う。

上記の他にも、平成18年度には、平成17年度に策定したバイヤー格付けの新判定モデルの導入等により、Non-L/G信用コーポレート案件について、審査の効率化を図ります。

業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

ホームページやパンフレットなどを通じた情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保します。平成18年度には、ホームページで公開する業務運営状況に係る統計について、海外輸出信用機関の統計とわかりやすく比較できるよう見直し作業を行います。

また、内部の業務管理体制を強化し、法令の遵守（コンプライアンス）、情報管理の徹底等に努めます。平成18年度には、顧客情報の漏洩防止のために、安全確保措置の見直し、職員に対する教育の実施等の必要な措置を講じます。

その他、常に社会責任を自覚し、外部環境に配慮した組織運営を行います。

上記のほか、お客様憲章の徹底、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様との信頼関係を確立する体制を整えます。

（３）お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

広報・普及活動とニーズの把握・反映のための体制整備

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘を積極的に展開します。

平成18年度には、ホームページのコンテンツについて、様々なお客様の要望をもとに、保険料シミュレーションの拡充などの改善を図るとともに、引き続き、本店・支店の職員が貿易保険を利用されたことのないお客様に対して、個別訪問やメールマガジン発信等の手段による商品のご紹介を積極的に行い、貿易保険を利用されるお客様の掘り起こしに努めます。

さらに、業務委託等を活用することにより、金融機関やJETROなどの関係諸機関との連携を強化し、貿易保険制度の効率的な普及に努めます。平成18年度には、中小企業輸出代金保険について、損害保険会社への販売業務委託を新たに開始します。

リスク分析・評価の高度化のための体制整備

平成18年度には、平成17年度に策定したバイヤー格付の新判定モデル式を試行し、その試行結果を踏まえ、本格導入します。銀行向け中長期案件の審査手法については、平成18年度中にスコアリングモデルを策定・試行し、その試行結果を踏まえ、本格導入いたします。また、国別の与信管理については、平成17年度に改訂した新たな国別与信管理の方法を用いてモニタリングをしつつ、適切な与信管理を行います。

平成19年4月の組合包括保険制度の見直しに併せて、引受リスクに一層見合った料率体系に改訂します。平成18年度には、その改訂に向けて、関連規程の改定・公表、新たな制度についてお客様への周知などの必要な措置を講じます。

大型の保険金支払が生じた場合については、商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、その事故原因について、査定回収を含めた各担当者が共同で十分な検討を行います。これを踏まえて、審査・リスク管理、査定回収および保険引受条件等のあり方について見直しを実施するほか、必要に応じた体制整備を実施します。

専門能力の向上

対外取引の複雑化、産業界のニーズの変化等に伴い、貿易保険がてん補すべきリスクの性質も一層複雑なものとなりつつあることに鑑み、ニーズに応じて質の高いサービスを提供できる専門化集団となるよう組織全体の能力向上に努めます。

平成18年度においては、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に示された給与制度改革を踏まえ、職務・職責に応じ、専門的な業務遂行能力に対して適切に評価できる人事制度を導入・運用してまいります。また、リスク分析、貿易実務、国際金融ビジネス、企業財務等に関する専門知識を有する人材の採用をすすめるとともに、十分な職員研修等を実施し、高度な専門性と実践能力の獲得に努めます。

その他、審査・情報収集能力や回収能力等を強化するため、引き続き、JETROや在外大使館等との関係諸機関との間で連絡を密にし、有機的な連携体制を整え、本邦企業による対外取引をより多面的かつ効果的にバックアップします。

（４）重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国企業の対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、経済産業省と連携しつつ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先してとりくみ、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的および量的な拡大を図ります。

このため、以下の各政策課題について、引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策と一致させるよう努めます。

ア） カントリー・リスクの高い国への対外取引の円滑化

１８年度においても、経済産業省より留意すべきものとして示される国・地域を中心として、適正かつ効率的な事業運営に支障が生じないよう適切なリスク審査を行いながら、政策的に意義が高い案件についてリスク引受を積極的に行うとともに、例えば、２年以上案件の引受条件について、具体的な条件を明示して、カントリー・リスクが高い国についても、お客様が案件組成に取り組めるような業務改善・制度改正等を行います。

イ） 経済連携強化に向けた取組

東アジア、ブラジル、インド、チリその他の国・地域について、貿易保険の引受拡大を通じてより一層効果的な経済連携が図られるよう、個別案件のスムーズな組成に努めるとともに、引受拡大につながる制度改善の検討等を行います。平成１８年度には、更なる再保険ネットワークの拡充に向けて、引き続きマレーシア等他のアジア諸国のＥＣＡとの再保険協定交渉を行ってまいります。また、引き続きアジア諸国等に進出した日系企業の現地通貨建て社債の引受を行い、現地通貨建て債券市場の育成に貢献します。

ウ） 中堅・中小企業の国際展開への支援

これまで保険のご利用実績が小さかった中堅・中小企業のお客様にとって、外国における市場開拓がスムーズとなるよう、貿易保険引受を通じた積極的なサポートを行います。また、金融機関との協力及び関係団体との連携を行いながら、引き続き、中堅・中小企業による貿易保険の利用拡大を図ってまいります。平成１８年度には、中小企業輸出代金保険の損害保険会社への販売委託を新たに開始します。

エ） 資源・エネルギーの安定供給確保に向けた取組の強化

我が国の原材料・エネルギー資源の中長期的な安定確保に貢献できるよう、お客様の海外での資源開発やインフラ整備等への取り組みを積極的にサポートします。

平成１８年度においては、我が国の資源・エネルギーの安定供給確保に資する案件をより適切に支援するとの観点に立ち、国際金融をとりまく変化、産業界のニーズの変化等を踏まえ、海外投資保険及び海外事業資金貸付保険について、付保率等に関して商品設計の改善を目指した検討を行います。

オ) 環境社会への配慮

グローバルな環境問題への意識の高まりを踏まえ、公的輸出信用機関としての社会的責任を果たすため、当該分野への対応を強化してまいります。

平成18年度には、環境社会配慮ガイドラインに基づく審査を的確に行うとともに、本年末に予定されているOECD環境共通アプローチの見直しに伴い、所要の措置を講じてまいります。また、京都メカニズムに関連するリスク引受については、お客様のニーズや海外輸出信用機関の対応を把握し、引き続き、具体的な対応の方法について検討を進めます。

カ) サービス分野その他の分野

平成18年度には、航空機分野など、新たな国際展開を通して我が国産業の競争力強化を図っていく分野については、他の輸出信用機関からの再保険引受を通じた政策実現に向けた取組を進めます。また、コンテンツ分野の国際展開支援に向けては、昨年度、知的財産権等ライセンス保険について、銀行と協力して、同保険金請求権を担保として銀行が融資を行う枠組みを実現したところですが、平成18年度においても、これら制度の周知を図るとともに、引き続き、案件の積極的な引受に努めます。

その他、環境社会への配慮をはじめとするお客様や国民の皆様からの要請の大きいテーマに自らが率先して取り組み、公的機関としての社会的責任を果たすよう努力します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

お客様の選択肢の拡大のための商品の柔軟性向上

平成19年4月に、付保選択制の導入やこれに伴う料率体系の見直しなどを柱とした組合包括保険制度の改訂を行います。平成18年度には、その改訂に向けて、関連規程の改定・公表や新たな制度に対応したシステムの整備などの必要な措置を講じます。さらに、新制度についてお客様への周知を図るため、ホームページでの情報提供、説明会の実施、わかりやすい商品別パンフレットの作成等を行います。

日本貿易保険の情報・ノウハウの民間保険会社への提供・共有

パンフレットやホームページ等の各種公表資料を通じた情報公開を行うことに加えて、個々のお客様との関係で問題にならない範囲において、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう配慮いたします。平成18年度には、業務委託を行っている損害保険会社に対しては、各種商品別パンフレットの継続的な提供を行うとともに、貿易保険制度改正時における説明の実施や各社からの要望に応じた説明会の開催等を行います。また、中小企業輸出代金保険については、損害保険会社への販売委託を新たに開始します。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

平成18年度においても、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

特に、既存業務費（人件費を含む）については、中期目標期間の最終年度（平成20年度）において、第一期中期目標期間の最終年度（平成16年度）の実績と比較して10%を上回る削減を達成することを目標として、引き続き、18年度においても徹底した見直し・効率化を行います。

また、人員については、行政改革の重要方針を踏まえ、中期目標期間の最終年度において、平成17年度と比較して3%以上の削減を目指し、所要の措置を講じます。併せて、平成18年度から、職務・職責に応じ、専門的な業務遂行能力に対して適切に評価する人事制度を導入・運用いたします。

事務及び事業の一部について民間金融機関等への委託を行い、業務運営の効率化を図ります。平成17年度に導入した委託先・委託範囲の拡大に続き、平成18年度においては、金融機関等との連携のあり方についての検討を踏まえ、中小企業輸出代金保険について損害保険会社への販売委託を新たに開始します。

(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用

平成18年度においては、情報システムの最適化を実施するための次期システム開発について、本年中の稼働開始に向けて引き続き効率的な開発を進めるとともに、現行システムからの移行が円滑に行われるよう万全を期します。また、平成19年4月の組合包括保険制度の改訂に向けて、必要なシステム改造を講じます。新システムの保守・改造においては、保守費用が現行システムの保守費用を下回るように努めます。

3. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

(1) 財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。

具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、保険事故債権の適切な管理および回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

（ア） 予算計画（別添1参照）

（イ） 収支計画（別添2参照）

（ウ） 資金計画（別添３参照）

（２） 債権管理・回収の強化

回収能力の強化、事故発生の防止・損害軽減に向け、下記の措置を講じます。

平成１８年度においては、債権データの管理を的確に行うとともに、経済産業省や在外大使館などと査定・回収局面での緊密な連携体制を構築します。また、海外事務所との密接な連携の下で、債権回収に積極的に取り組みます。民間回収専門事業者の活用については、委嘱案件の回収進捗状況を見極め評価した上で、回収事業者の選別を進めます。その他、職員への研修の充実等を通じて専門能力の一層の強化を図るほか、お客様に行って頂く回収について必要な制度改善を進めます。

非常リスクに係る保険事故債権については、引き続き、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国政府との交渉に積極的に関与し、的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、引き続き、お客様の協力を得つつ、積極的に回収に取組みます。平成１８年度には、回収の最大化、効率化等に向けて、各種回収データの分析、評価、債権管理のためのシステム構築などの必要なインフラ整備を行います。

商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に努めます。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生の防止、損失の軽減に努めます。

保険事故債権については、その評価・分析手法の改良に努め、適切な経理処理を行うため、平成１８年度には、平成１７年度に改正された財務会計省令等に基づき、平成１７年度決算を適正に行います。

４． 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

（１） 人材の確保

平成１８年度には、引き続き、国際金融、国際プラントビジネス、保険業務、財務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、平成１８年度から、職務・職責に応じ、専門的な業務遂行能力に対して適切に評価する人事制度を導入・運用するとともに、目標管理制度に基づく業績評価等を通じて魅力ある就業環境を形成し、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与に努めます。

（２） 人材の養成

平成 18 年度には、個々の職員の専門性の育成に配慮した人事制度を構築するとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図ります。

(別添 1)

予算計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	10,883
正味収入保険料	9,775
正味回収金	152
受取利息	956
その他業務収入	-
被出資債権からの回収金	16,973
有価証券の償還	7,500
短期借入金	-
計	35,356
支出	
業務支出	5,745
正味支払保険金	1,134
人件費	1,410
国庫納付金	-
その他業務支出	3,201
投資支出	715
システム開発等	700
その他投資支出	15
有価証券の取得	15,000
短期借入金返済	-
その他の支出	2
予算差異	13,894
計	35,356

(別添 2)

収支計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	10,315
正味支払保険金	1,134
業務費	6,461
その他経常費用	2,720
臨時損失	3,615
計	13,930
収益の部	
経常収益	10,127
正味収入保険料	9,775
正味回収金	152
その他経常収益	200
財務利益	966
臨時利益	11,776
計	22,869
純利益	8,939

(別添 3)

資金計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	5,745
正味支払保険金	1,134
業務費	4,611
国庫納付金	-
投資活動による支出	15,715
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	21,270
計	42,732
資金収入	
業務活動による収入	9,928
正味収入保険料	9,775
正味回収金	152
受取利息	1
その他業務収入	-
被出資財産からの回収金	16,973
投資活動による収入	7,500
財務活動による収入	955
前年度繰越金	7,376
計	42,732